

第4号様式（その1）（第5条関係）

（一般廃棄物収集運搬業用）

許 可 証

綾瀬市指令第 16 号

令和 7 年 7 月 3 日

住所 東京都町田市鶴間七丁目25番1号

氏名 株式会社 永野紙興

代表取締役 赤 染 マリリン 様

綾瀬市長 橘 川 佳 彦



令和7年6月9日付けで申請のありました一般廃棄物収集運搬業については、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可
します。

営業所の所在地及び名称	綾瀬市吉岡東四丁目14番3号 株式会社 永野紙興 綾瀬工場
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（生ごみ、紙ごみ、木くず、缶、びん）
収集・運搬の別	収集・運搬
営業の区域	綾瀬市内全域
処理及び処分料金	綾瀬市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例第24条第1項及び高座清掃施設組合廃棄物処理に関する条例第9条第3項に定める額の範囲内とする。
営業許可期間	令和7年7月4日～令和9年7月3日
条 件	裏面のとおり

許可条件

- 1 綾瀬市から許可を受けた事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、政令、省令、綾瀬市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例及び同規則を厳守し、綾瀬市長の指示に従い適正に清掃業務を行うこと。
- 2 綾瀬市内における一般廃棄物の収集運搬に際しては、次の事項を遵守すること。
 - ① 収集した一般廃棄物を公共の広場、公道上において分別及び積み替えを行わないこと。
 - ② 収集運搬車両は、走行中に廃棄物、汚水、臭気等が飛散、流出しないように常に整備し、良好で清潔な状態を確保すること。
 - ③ 作業にあたっては、常に環境衛生の保持に努め、必要ある場合は、所要の対策を講じ、付近住民に不快感を与えないように留意すること。
- 3 取り扱う一般廃棄物は、分別を徹底し、資源化、減量化に努めること。
- 4 伝票・帳簿を常に整理し、請求があった場合は速やかに提示すること。
- 5 許可証は、他人への譲渡や貸与はしないこと。
- 6 綾瀬市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例施行規則第3条第2項又は第3項に該当する変更等が生じる場合、遅滞なくその手続きを行うこと。
- 7 許可証を亡失したり、損傷した場合は、遅滞なくその旨を届け出て、再交付の手続きを行うこと。
- 8 許可業者は、一般廃棄物の収集運搬若しくは処分に関する前月の実績を毎月10日までに報告すること。